

安城市特定非営利活動法人の指定に関する基準、手続等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に規定する市の条例で定める特定非営利活動法人の指定（以下単に「指定」という。）に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(対象となるNPO法人)

第3条 地方税法第314条の7第12項の規定による申出をすることができるNPO法人（以下「対象NPO法人」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行うことが確実である者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) NPO法第47条各号に規定する認定特定非営利活動法人の欠格事由に該当しない者。

(指定を受けるための手続)

第4条 指定を受けようとする対象NPO法人は、指定を受けようとする年の前年の8月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 指定NPO法人指定申出書（様式第1。以下「申出書」という。）
- (2) 設立認証を行う所轄庁が発行した認証書の写し
- (3) 定款の写し
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 事業報告書（直近のものに限る。）
- (6) 活動計算書又は収支計算書（直近のものに限る。）
- (7) その他参考になる事項

2 対象NPO法人が、設立認証を受けた後の最初の事業報告の期限が未到来のため当該設立認証を行う所轄庁に事業報告を行っていないときは、前項第5号及び第6号に規定する書類に代えて次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

(2) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書又は収支予算書

3 前項の規定に該当する対象NPO法人は、当該事業年度が終了した等の理由により設立認証を行う所轄庁に当該事業年度に係る事業報告を行ったときは、速やかに第1項第5号及び第6号に規定する書類を市長に提出するものとする。

(指定の審査)

第5条 市長は、前条の規定により指定の申出があった場合は、申出事項を審査し、当該対象NPO法人を条例で指定することが適当と認めたときは、翌年の1月1日に指定するための条例案を申出のあった年の議会に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する手続を行わないことを決定したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 指定を受けたNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）は、NPO法人の名称、主たる事務所の所在地その他指定事項を変更したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 指定NPO法人指定事項変更申出書（様式第2）

(2) 設立認証を行う所轄庁が発行した認証書の写し

(3) 定款の写し

(4) 登記事項証明書の写し

2 指定NPO法人は、NPO法第43条第1項及び第2項並びに第67条第1項及び第2項に規定する取消事由に該当する事実等があったときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

(指定の解除)

第7条 指定NPO法人は、第3条に該当しなくなったとき、又は解散等の理由により指定の解除を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 指定NPO法人指定解除申出書（様式第3）

(2) 寄附金を受けた最後の年分の寄附者名簿

2 市長は、前項の規定による指定の解除の申出があったときは、指定を解除するための条例案を次の議会に提出するものとする。

3 市長は、指定NPO法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定の解除の申出によらず、指定を解除するための条例案を議会に提出

するものとする。この場合において、その旨を当該指定NPO法人に通知するものとする。

- (1) 第3条に該当しないと認められるとき。
- (2) NPO法人として設立認証を受けた所轄庁が、当該設立認証を取り消したとき。
- (3) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等があると認められるとき。

4 前2項の規定により指定を解除するための条例案が議会に提出され、指定が解除されたNPO法人は、第4条の規定による指定を受けるための手続を、指定を解除するための条例案が議会に提出された年においては、行うことができない。

(事業報告書等の提出)

第8条 指定NPO法人は、毎年度設立認証を行う所轄庁に当該事業年度に係る事業報告を行った場合は、速やかに第4条第1項第3号、第5号及び第6号に規定する書類を市長に提出するものとする。ただし、同項第3号に規定する書類については、その原本の記載事項が前事業年度から変更のないときは、この限りでない。

(認定NPO法人の届出)

第9条 指定NPO法人が、認定NPO法人(NPO法第44条第1項の規定による認定又はNPO法第58条第1項の規定による特例認定を受けたNPO法人をいう。以下同じ。)になったときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定NPO法人となったことによる届出書(様式第4)
- (2) 認定NPO法人となったことを証する書類の写し
- (3) 認定NPO法人となった年において認定NPO法人となるまでに受けた寄附金に対する寄附者名簿

(寄附者名簿の提出)

第10条 指定NPO法人は、毎年1月31日までに、前年における寄附者の名簿を市長に提出しなければならない。

(必要書類の提出)

第11条 市長は、指定及び指定の継続について必要があると認めるときは、指定NPO法人に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成24年12月10日までにおいては、第4条第1項の規定中「8月31日まで」とあるのは「12月10日まで」と、第5条第1項の規定中「申出のあった年の議会」とあるのは「翌年の最初の議会」とする。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

指定NPO法人指定申出書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

E - m a i l

指定NPO法人の指定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

なお、当法人は、特定非営利活動法人の指定に関する確認審査のため、安城市が保有する当法人に関する市税の賦課徴収資料及び法人情報等の閲覧について承諾します。

記

指定を受けようとする NPO法人の名称			
主たる事務所の所在地	〒 ー 安城市		
設立年月日	年 月 日		
活動内容			
主たる活動場所			
担当者 ※申出者と異なる場合のみ記入 してください。	氏名		
	住所		
	電話	FAX	
	E-mail		

様式第2（第6条関係）

指定NPO法人指定事項変更申出書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付けの指定について、下記の事項に変更がありましたので、
申し出ます。

記

1 変更事項（該当する事項の□にチェックを入れてください。）

- 法人の名称の変更
- 主たる事務所の所在地の変更
- 代表者の変更
- 定款の変更
- その他（ ）

変 更 前	変 更 後

2 変更理由

様式第3（第7条関係）

指定NPO法人指定解除申出書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付けの指定について、下記の理由により指定を取り下げたいので、申し出ます。

記

1 指定を取り下げる理由

2 指定の取下げの期日

様式第4（第9条関係）

認定NPO法人となったことによる届出書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

認定・特例認定特定非営利活動法人となったので、下記のとおり届け出ます。

記

認定又は特例認定を受けたNPO法人の名称	
主たる事務所の所在地	〒 ー 安城市
認定・特例認定年月日	年 月 日
認定・特例認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日